

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年4月17日
【計算期間】 第4期計算期間
(自 平成23年1月18日 至 平成24年1月17日)
【ファンド名】 D I A M条件付インカム確保型ファンド08-01
【発行者名】 D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】 大楽 信雄
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】 03-3287-3110
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

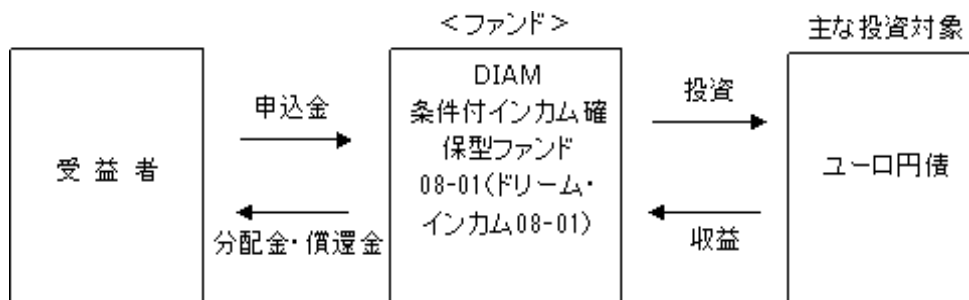
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

当ファンドは単位型株式投資信託に属します。

当ファンドの信託金の限度額は、120億円とします。

<ファンド設定日から平成21年1月19日まで>



<平成21年1月20日からファンド償還日まで>



商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型 (条件付運用型)
		其他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「単位型投信」とは当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファ

ンドをいいます。

投資対象地域

「国内」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

補足分類

「特殊型」とは目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	北米 欧州	条件付運用型
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ロング・ショート型? 絶対収益追求型
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「債券・その他債券」とは目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は「株式」に分類され、属性区分表の投資対象資産は「債券・その他債券」に分類されます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「日本」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型

「条件付運用型」とは目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

- ・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

<ファンドの特徴>

1. 当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。
2. 一定の条件のもとで元本（当初元本1口＝1円）を確保し、繰上償還することをめざします。
3. 一定の条件を満たさない場合には、日経平均株価に連動する投資成果をめざす運用を行います。
4. 当初1年間は、一定の日に限り解約が可能です。

1. 当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

- ・当初1年間終了時、日経平均株価^(注1)の動向にかかわらず、原則として1万口当り660円程度（当初元本1口＝1円、税引前）の分配金をお支払いすることをめざします。

（注1）「日経平均」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」自体及び「日経平均」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。株式会社日本経済新聞社は同社の100%子会社である株式会社日本経済新聞デジタルメディアに「日経平均」の運営を委託しています。

「日経」及び「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

当ファンドは、D I A Mアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社及び株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用及び「本件受益権」の取引に関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社及び株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

2. 一定の条件のもとで元本（当初元本1口＝1円）を確保し、繰上償還することをめざします。

ケース1

- ・観測期間⁽¹⁾中に日経平均株価の終値が、スタート株価⁽²⁾に対して一度も20%（小数第3位を四捨五入、以下同じ。）以上の下落とならなかった場合は元本を確保し、繰上償還することをめざします。

ケース2

- ・観測期間中に日経平均株価の終値が、スタート株価に対して一度20%以上の下落となった場合でも、エンド株価⁽³⁾がスタート株価以上の場合は元本を確保し、繰上償還することをめざします。

1 観測期間：平成20年1月23日～平成20年12月29日

2 スタート株価：平成20年1月18日～平成20年1月22日の3営業日における日経平均株価終値の平均値

（小数第3位を四捨五入）

3 エンド株価：平成20年12月30日～平成21年1月6日の3営業日における日経平均株価終値の平均値

（小数第3位を四捨五入）

（注2）スタート株価およびエンド株価の算出期間において、臨時的祝祭日等あるいは突発的な市場の障害等により日経平均株価終値のない日がある場合は、組入れたユーロ円債の計算代理人（引受金融商品取引業者等）および委託会社が適切と判断する値を用いて決定することがあります。

3．上記の一定の条件を満たさない場合には、日経平均株価に連動する投資成果をめざす運用を行います。

ケース3

- ・観測期間中に日経平均株価の終値がスタート株価に対して一度でも20%以上の下落となり、かつ、エンド株価がスタート株価未満となった場合には、平成21年1月20日以降、日経平均株価に連動する投資成果をめざす運用に移行します。
- ・『元本×（エンド株価／スタート株価）』の価格でユーロ円債が償還し、第1期決算日に分配金を支払い、平成21年1月20日より第2期のインデックス運用がスタートするため、平成21年1月19日の基準価額は、以下の計算式が目安となり、第2期は元本を割り込んだ価格からの運用となります。

$$\text{平成21年1月19日の基準価額} = 10,000\text{円} \times (\text{エンド株価} / \text{スタート株価})$$

- ・また、償還時における日経平均株価の水準が、スタート株価を下回っている場合、元本を割り込んで償還されます。
- ・第2期以降、基準価額が11,000円以上（ ）となった場合は、繰上償還となります。
基準価額が11,000円以上となった場合には、速やかに繰上償還の準備に入りますが、組入株式の売却に要する費用および売却に至るまで株価変動の影響を受けることなどにより、償還価額は11,000円を下回る場合があります。当ファンドは、この場合、11,000円以上の価額で償還する仕組みを有しているものではありません。

4．当初1年間は、一定の日に限り解約が可能です。

- ・平成20年2月から平成21年1月までの毎月10日（休業日の場合は翌営業日）を解約請求申込受付日として、解約請求のお申込みを受付いたします。
- ・第1期の運用期間中の基準価額は、日経平均株価の動きに必ずしも連動しません。

（注3）解約価額は元本確保をめざす仕組みを有しておりません。したがって、解約価額は元本を下回る可能性があります。

本書に記載されている元本確保および目標分配金は目標とする運用成果であり、実際の運用成果はファンドの運営経費、税制、市場環境等の変動により、目標と異なる場合があります。

目標分配金額は、実際にユーロ円債を購入してから決定します。

<ファンドの設定から償還までのスケジュール>

スタート株価決定期間		平成20年1月18日	設定日、スタート株価計算開始
観測期間	解約不可 原則解約不可 限定解約可能	平成20年1月22日	スタート株価決定日
		平成20年1月23日	観測期間開始日
		平成20年1月29日	
		平成20年1月30日	
		平成20年2月10日	平成20年2月から平成21年1月までの毎月10日（休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）を解約申込受付日として解約が可能。 ※ただし、特別な事由による場合には、毎月10日以外の日であっても解約が可能。
エンド株価決定期間		平成20年12月29日	観測期間終了日および繰上償還有無決定日
〈ケース1〉 〈ケース2〉	〈ケース3〉	平成20年12月30日	エンド株価計算開始日
		平成21年1月6日	エンド株価および繰上償還有無決定日
		平成21年1月13日	
繰上償還	解約不可	平成21年1月15日	
		平成21年1月16日	
インデックス運用	解約可能	平成21年1月19日	繰上償還 〈ケース1〉〈ケース2〉
		平成21年1月20日	インデックス運用開始日 〈ケース3〉 ※ただし、基準価額が11,000円以上となった場合、繰上償還。
		平成25年1月16日	
		平成25年1月17日	償還日

<ファンドの投資成果とその条件>

【第1期】（平成20年1月18日から平成21年1月19日まで）

- ・投資対象：ユーロ円債
- ・スタート株価：平成20年1月18日～平成20年1月22日の3営業日における日経平均株価終値の平均値（小数第3位を四捨五入）
- ・エンド株価：平成20年12月30日～平成21年1月6日の3営業日における日経平均株価終値の平均値（小数第3位を四捨五入）
- ・観測期間：平成20年1月23日～平成20年12月29日

観測期間中に日経平均株価の終値が、スタート株価に対して、一度も20%以上の下落とならなかった場合

〈ケース1〉

観測期間中に日経平均株価の終値が、スタート株価に対して、一度でも20%以上の下落となった場合で、

エンド株価がスタート株価以上となった場合

〈ケース2〉

エンド株価がスタート株価を下回った場合

【第1期】（平成21年1月19日まで）

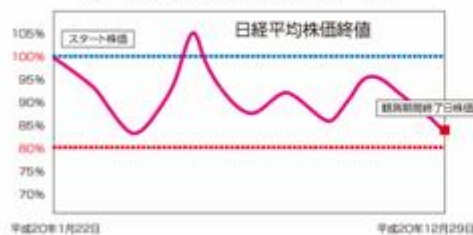
【第2期】以降（平成21年1月20日以降）

〈ケース1〉 〈ケース2〉

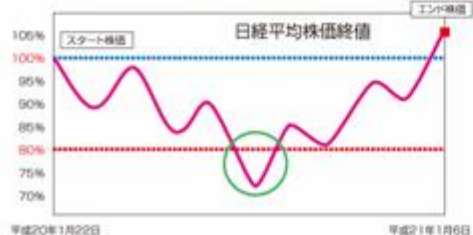
当初1年間で、1万口当たり660円程度（当初元本1口=1円 税引前）の分配金をお支払いし、元本確保のうえ繰上償還することを目標とします。

〈ケース3〉

〈ケース1〉の日経平均株価のイメージ



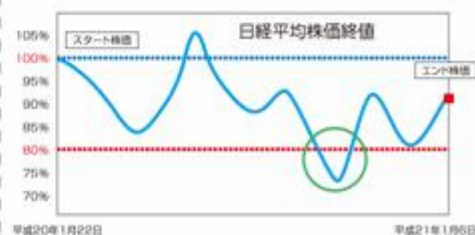
〈ケース2〉の日経平均株価のイメージ



〈ケース3〉

当初1年後に1万口当たり660円程度（当初元本1口=1円 税引前）の分配金をお支払いした後、【第2期】以降（平成21年1月20日以降）は日経平均株価に連動する投資成果を目指す運用（インデックス運用）を行います。ただし、基準価額が11,000円以上となった場合は、繰上償還となります。

〈ケース3〉の日経平均株価のイメージ



以下の表は、ケース2 と ケース3 における日経平均株価と基準価額との関係をイメージした表です。

《ケース2》と《ケース3》における日経平均株価と基準価額との関係をイメージした表

(例) 日経平均株価のスタート株価が16,000円の場合

【第1期】(平成20年1月18日から平成21年1月19日まで) ユーロ円債に投資する運用				【第2期以降】(平成21年1月20日以降) 日経平均株価に連動した運用			
スタート時	20 % 観測期間中に日経平均株価が 上下落した場合は	エンド時		第1期末	基準価額(円)	参考株価 水準(円)	
スタート株価(円)		エンド株価(円)	騰落率(%)	基準価額(円)			
		17,600	+10	10,000⇒繰上償還	11,000⇒繰上償還	17,600	
16,000		16,000	±0		⇒第2期へ	日経平均株価に連動した投資成果を目指します。	
		14,400	▲10	9,000			
		12,800	▲20	8,000			
		11,200	▲30	7,000			

(注1) 上記の表は日経平均株価のスタート株価を16,000円とした場合の単なる試算であり、実際の運用では信託報酬等のコストがかかるため、実際の基準価額とは異なります。

(注2) 「株価」は「日経平均株価」を表します。

(注3) 第2期以降は、いつでも解約が可能となり、解約時または償還時の日経平均株価の水準によって損益が確定されます。よって、解約時または償還時の日経平均株価がスタート株価を下回っている場合は、その時点での基準価額で解約、または償還となりますので、元本を割り込むこととなります。

(注4) 第2期以降、基準価額が11,000円以上となった場合には繰上償還手続きに入りますが、償還価額は11,000円を割り込むことがあります。

ケース1 および ケース2 の場合の分配金は、元本と合わせて、税金を控除後、償還金としてお支払いします。

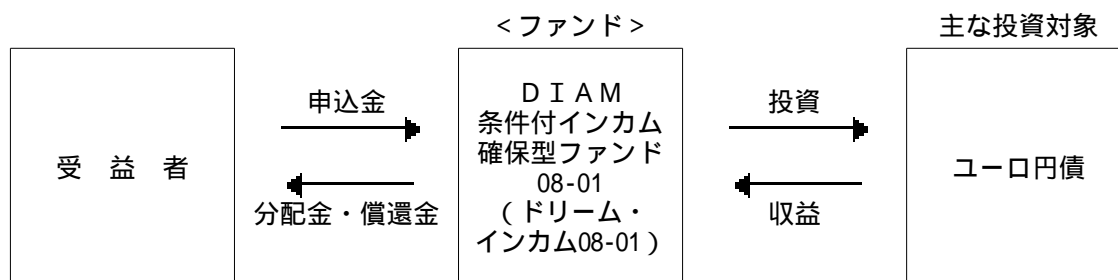
ケース3 の場合の分配金は、税金を控除後、第1期決算日(平成21年1月19日)より起算して、原則として5営業日までにお支払いします。また、ケース3 の場合、第2期以降の分配金は、運用実績・市況動向等により決定されます。なお、分配金は1万口当たり(当初元本1口=1円)、税引き前の金額です。

上記のグラフおよび説明等は、主要投資対象とするユーロ円債に100%投資を行い、条件通りに償還した場合であり、また、信託期間中に税制変更が無いなどの前提で、目標を試算したものです。したがって、実際の運用成果を保証するものではありません。

<投資対象とリスク>

当初1年間（ファンド設定日から平成21年1月19日まで）の投資対象

- ・当ファンドの当初1年間の運用は、S G A ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V.が発行し、ソシエテ ジェネラルが保証するユーロ円債を主要投資対象とします。
- ・同債券の償還額は日経平均株価の動きによって変動し、その上限は投資元本となります。
- ・原則として、組入比率を可能な限り高位とし、同債券の償還までは銘柄の入替えは行わないこととします。よって、当ファンドの基準価額は同債券の価格変動を反映します。
- ・第1期の運用期間中の基準価額は、日経平均株価の動きに必ずしも連動しません。このため、日経平均株価の変動率と基準価額の変動率は異なります。また、市況動向および資金動向等により、記載した内容の運用を行うことができない場合があります。
- ・同債券には、発行者およびその保証者のリスクがあります。なお、設定時において同債券の信用状況が著しく低下した場合には、委託会社の判断により、当ファンドの設定を取り止めることがあります。

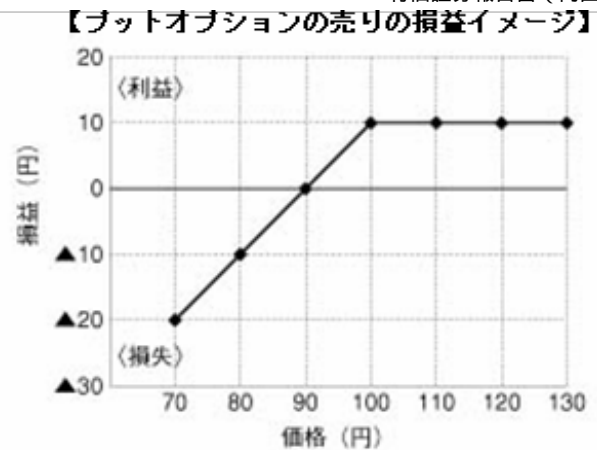


〔ファンドが組み入れるユーロ円債〕

- ・同債券には一定の条件に到達した場合に効果が発生する「プットオプション（売る権利）の売り」^(注1)が組み込まれています。この「プットオプション（売る権利）の売り」によって得られる対価が同債券のクーポンの源泉となり、これをもとに、当初1年間の分配金が支払われます。
- ・同債券の発行者であるS G A ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V.は、ソシエテ ジェネラル（平成19年11月7日現在、S & P社: AA / M o o d y ' s 社: Aa1）^(注2)の100%子会社であり、発行者による同債券の元利金の支払いはソシエテ ジェネラルにより保証されています。

(注1) 「プットオプション（売る権利）の売り」について

- ・一般的にオプション取引には、コールオプション（買う権利）とプットオプション（売る権利）があり、オプションを購入した人が権利行使することができます。一方、オプションを売却した人はオプションを購入した人に権利行使されることとなります。
- ・「プットオプション（売る権利）の売り」とは、対象資産の価格が一定額以上下落しない場合に利益を得ることができる取引です。
- ・例えば、ある有価証券が将来の特定日（権利行使日）において、行使価格（100円）で売る権利の現在価格が10円であるとき、このプットオプションを売却した場合の損益は、以下のようになります。



権利行使日の有価証券の価格が100円以上となった場合は、プットオプションを購入した人は、権利行使すると利益が得られないため権利行使せず、結果として、プットオプションを売却した人は、プットオプションの売却価格である10円の利益が得られます。

権利行使日の有価証券の価格が100円未満となった場合は、プットオプションを購入した人は、権利行使すると損失が減少するか、利益が得られるため権利行使を行います。その結果、プットオプションを売却した人は、利益が減少するか、損失が発生します。

（注2）「債券格付け」について

- ・「債券格付け」とは、その債券の発行者が元利金を償還までに予定通り支払うことができるかということを、第三者である格付機関が格付けしたものです。一般的に、AAAやAaaといった記号で表されます。
- ・この格付けは、発行者の信用度が変化した場合に、債券の償還前に見直される可能性があります。
- ・米国の格付機関であるスタンダード＆プアーズ（S & P社）とムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's社）の格付けは右記のようになっています。
- ・S & P社の格付けには「AA」から「CCC」までの格付けにプラス記号またはマイナス記号が付されることがあります。また、Moody's社の格付けには、「Aa」から「Caa」までの格付けに、1、2、3という数字が付されることがあります。

【債券格付け】

格付 (信用力)	格付機関	S&P社	Moody's社
		AAA	Aaa
↑ 高い	AA	Aa	
	A	A	
《投資適格格付》	BBB	Eaa	
《投機的格付》	BB	Ea	
↓ 低い	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D		

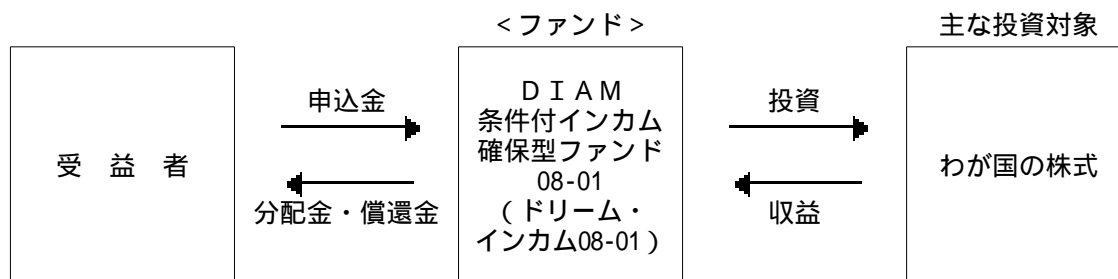
当初1年間（ファンド設定日から平成21年1月19日まで）のリスク

- ・第1期において、当ファンドは日経平均株価を参照して値動きをする単一のユーロ円債に集中投資します。（このユーロ円債は、日経平均株価に連動する値動きをするものではありません。）
- ・ユーロ円債は主に以下の要因により、価格変動リスクが発生します。
 - 日経平均株価の価格変動・・・日経平均株価が上昇した場合はユーロ円債の価格も上昇しますが、日経平均株価が下落した場合はユーロ円債の価格も下落する可能性があります。ただし、日経平均株価の変動率と基準価額の変動率は異なり、当ファンドの基準価額は日経平均株価の動きに必ずしも連動しません。
 - 金利変動・・・金利が低下した場合はユーロ円債の価格は上昇しますが、金利が上昇した場合はユーロ円債の価格は下落する可能性があります。
 - 発行者および保証者の信用状況・・・ユーロ円債の発行者および保証者の格付けが引き下げられた場合、ユーロ円債の価格が下落する可能性があります。
 - その他、特別な事情が発生した場合に、ユーロ円債の価格が変動する可能性があります。

- ・ユーロ円債の発行者が債務不履行に陥った際、もしくは債務不履行が発生する可能性が高まった際には、目標とする償還価額および分配金を達成できないリスクがあります。また、委託会社の判断により同債券を償還日以前に売却した場合は、平成21年1月19日以前に繰上償還を行うことがあります。その場合、償還価額は元本を下回る可能性があります。
- ・解約の申し込みは、毎月1回、あらかじめ定められた日のみ受け付けます。なお、特別な事由がある場合はこの限りではありませんので、詳しくは「手続きの概要」をご参照下さい。
- ・第1期に大量の解約または特別解約が発生し、残存受益権口数が10億口を下回った場合は、第1期決算日以前であっても、繰上償還となる場合があります。これらの場合においては、目標通りの成果が享受できない、または元本を下回る可能性があります。

第2期以降（平成21年1月20日からファンド償還日まで）の投資対象

- 平成21年1月19日に繰上償還とならない場合、平成21年1月20日からの主要投資対象はわが国の株式とします。
- 日経平均株価に連動する投資成果をめざす運用（インデックス運用）を行います。なお、株式組入比率は、原則として高位を保ちます。



第2期以降（平成21年1月20日からファンド償還日まで）のリスク

- 第2期以降においては、日経平均株価におおむね連動する投資成果をめざしてインデックス運用するため、日経平均株価が上昇した場合、基準価額も上昇しますが、日経平均が下落した場合は当ファンドの基準価額も下落することとなります。
- 当ファンドは日経平均株価に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、同インデックス構成全銘柄を組入れないことがあること、一部解約の受付から組入株式の売却執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、当ファンドの基準価額と日経平均株価が乖離する場合があります。
- 償還時（平成25年1月17日）に日経平均株価が、第1期のスタート株価を下回っている場合、元本を割り込んだ価額で償還することとなります。
- 第2期以降に当ファンドの基準価額が11,000円以上となった場合には、繰上償還します。その場合、速やかに繰上償還の準備に入りますが、組入株式の売却に要する費用、および売却に至るまで価格変動の影響を受けることなどにより、償還価額は11,000円を下回る可能性があります。（当ファンドは、11,000円以上の価額で償還する仕組みを有してはおりません。また、基準価額・償還価額が11,000円以上となることを保証・約束するものではありません。）
- 日経平均株価は日本経済新聞社により日々算出・発表されているものであり、今後この算出・発表が停止される可能性もあります。その場合、当ファンドが目標とする商品性とは全く異なる収益・損失になる可能性があります。
- 第2期以降の分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 第2期以降に残存受益権口数が10億口を下回った場合は、当ファンドの償還日以前であっても、繰上償還となる場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成20年1月18日 信託契約締結、当初設定日、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人は次の通りです。

イ．委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

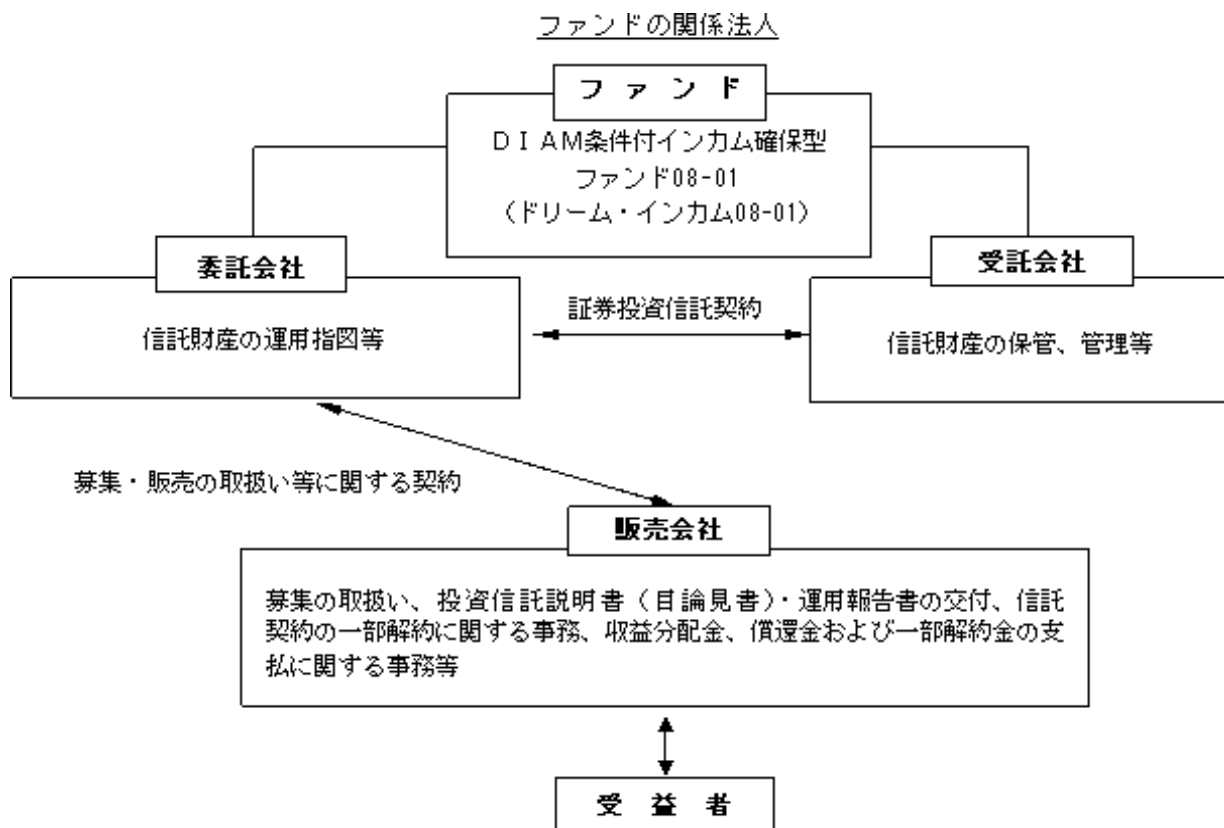
当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として募集等の業務を行います。

ロ．受託会社：三井住友信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ．販売会社：

当ファンドの募集の取扱いを行い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金、収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



- ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約事務、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

委託会社の概況

資本金の額

20億円（平成24年1月31日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成24年1月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ロ．投資態度

当ファンドは、信託契約締結日から第1計算期間末日までの期間においては主として組入時においてA A - 格またはA a 3 格（スタンダード&プアーズ社またはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるものを基準とする。なお、これらの格付けがない場合には、委託会社が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含む。）以上の格付けを有するユーロ円債を組入れます。この債券は、第1計算期間内に償還する債券で、日経平均株価の水準により償還価格が変動し、かつ償還価格の上限が限定されています。

原則としてユーロ円債の組入れは、可能な限り高位に組入れ、当該ユーロ円債の銘柄の入替は原則として行わないことを基本とします。ただし、組入れたユーロ円債の発行者の保証者の格付けが著しく悪化した場合および商品性の維持が困難とみなされる場合等には、委託者の判断で、当該ユーロ円債を全て売却することがあり、この場合、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、この場合、ファンドの目標とする償還時の基準価額が確保されない可能性があります。

観測期間（平成20年1月23日から平成20年12月29日までの期間をいいます。以下同じ。）中において、当ファンドは、スタート株価（信託契約締結日以降、信託契約締結日を含む3営業日間（平成20年1月18日から平成20年1月22日）の日経平均株価終値の平均（小数第3位を四捨五入）、以下同じ。）から一度も日経平均株価の終値が20%（小数第3位を四捨五入、以下同じ。）以上下落することがなかった場合、または、エンド株価（第1計算期間の末日の10営業日前から8営業日前の3営業日間（平成20年12月30日から平成21年1月6日）の日経平均株価終値の平均（小数第3位を四捨五入）、以下同じ。）がスタート株価以上となった場合には、平成21年1月19日に信託契約を解約し、信託を終了させます。

スタート株価、エンド株価算出期間において、臨時的祝祭日等あるいは突発的な市場の障害等により日経平均株価終値のない日がある場合は、組入れたユーロ円債の計算代理人（引受金融商品取引業者等）および委託者が適切と判断する値を用いて決定することがあります。

また、観測期間中に、スタート株価から一度も日経平均株価の終値が20%以上下落し、かつエンド株価がスタート株価を下回ることとなった場合には、第2計算期間以降において、日経平均株価の動きに連動する投資成果をめざして運用を行うとともに、その後、基準価額が11,000円以上となった場合には、速やかに組入れ有

価証券を売却し、信託契約を解約し、信託を終了させます。

大量の一部解約または特別解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価の改廃その他特殊な状況等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

有価証券等の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

イ．投資の対象とする資産の種類（約款第13条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限り、）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．運用の指図範囲等（約款第14条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券および新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8．コマーシャル・ペーパー

9．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」と言い、第2号から第7号までの証券および第9号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ハ．金融商品の指図範囲（約款第14条第2項）

委託会社は、信託金を、ロ．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1．預金

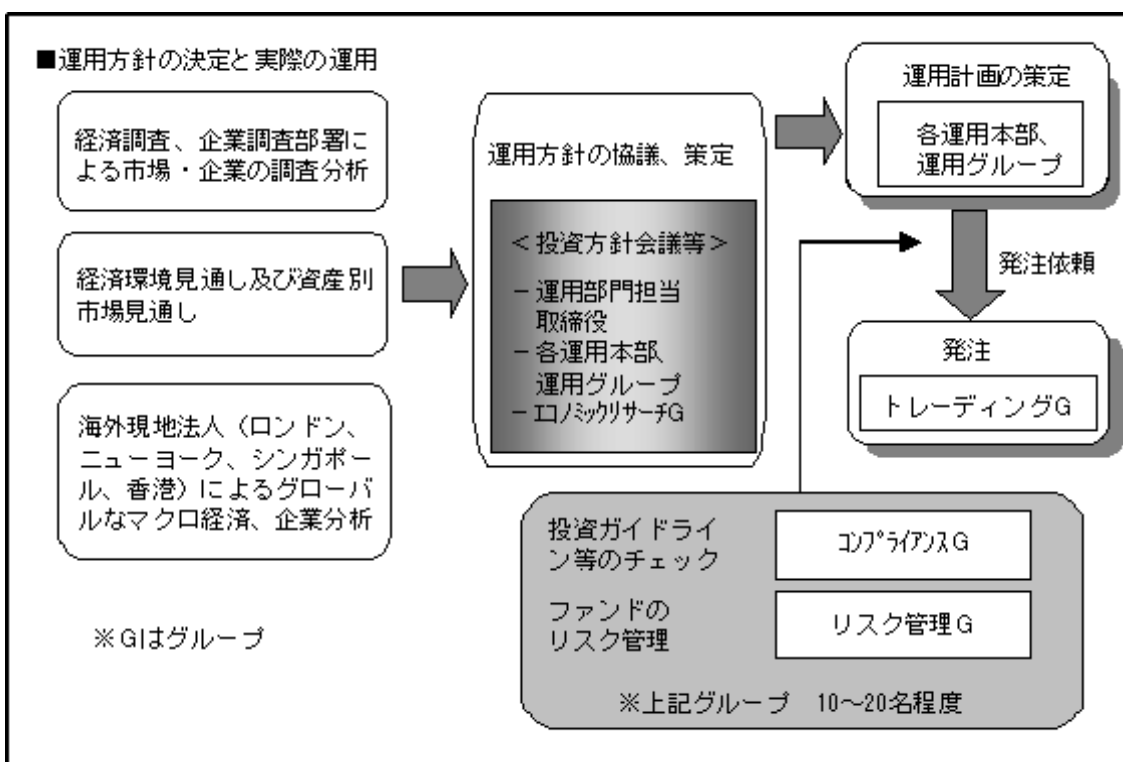
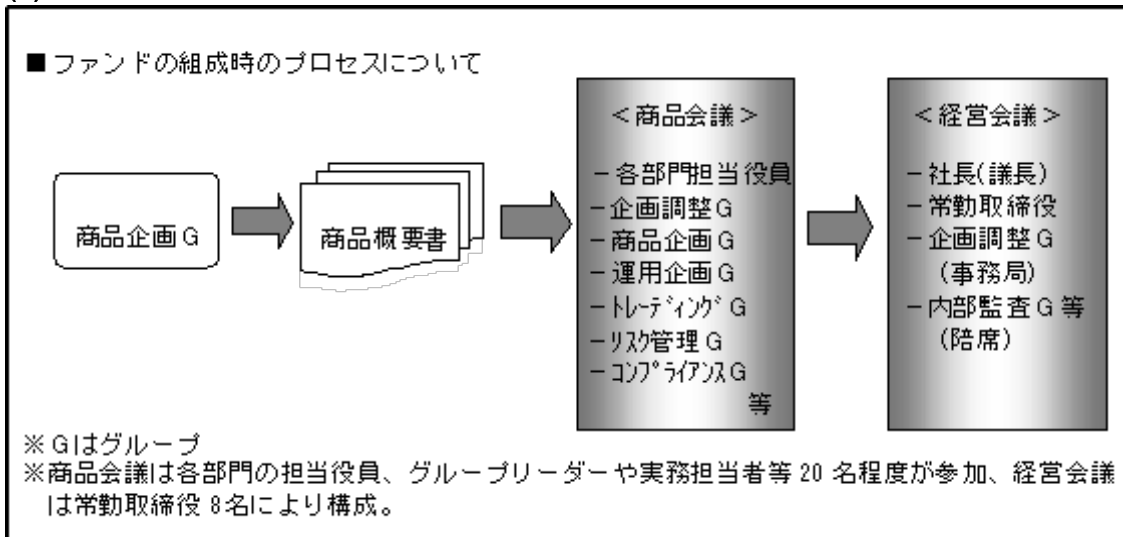
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】**<ファンドの組成時のプロセスについて>**

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

上記体制は平成24年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

イ．収益分配方針

毎決算時（原則1月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に下記の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

ロ．収益の分配方式

- a．信託期間中の収益分配は、下記 b．に掲げる収益分配可能額の範囲内で、収益分配方針にしたがって行います。
- b．収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務の諸費用、信託報酬等の支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。
 - 1．当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または、配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から信託事務の諸費用、信託報酬等の支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
 - 2．当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、配当等収益の額から信託事務の諸費用、信託報酬等の支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

ハ．収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に原則として決算日から原則5営業日までに、お支払いを開始します。

(5)【投資制限】

- 1) 株式への投資制限（約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限）
株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限）
外貨建資産への投資は行いません。
- 3) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限）
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 投資する株式の範囲（約款第17条）
 - (a) 委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - (b) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 5) 信用取引の指図範囲（約款第18条）
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより

行うことの指図をすることができるものとします。

(b)前記(a)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

6) 先物取引等の運用指図（約款第19条）

(a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(b)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図（約款第20条）

(a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

(e)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8) 金利先渡取引の運用指図（約款第21条）

(a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

(d)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

9) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第23条）

(a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b)前(a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

10) 資金の借入れ（約款第29条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 前(a)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(c) 前(b)の借入期間は、有価証券等の売却代金または償還金の入金日までに限るものとします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

11) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

12) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

市場リスク

当初1年間（設定日から平成21年1月19日までの間、以下同じ。）

当ファンドの主要投資対象となるユーロ円債は、日経平均株価の動きに必ずしも連動しません。また、当ファンドの運用目標はあくまでも繰上償還時（平成21年1月19日）のものであり、当初1年間の運用中の成果を保証・約束するものではありません。

当ファンドの基準価額については、日経平均株価の価格変動・金利の変動・債券の発行者および保証者の信用状況等の影響により上下しますので、投資元本を下回る可能性があります。

インデックス運用開始以降（平成21年1月20日以降、以下同じ。）

当ファンドは株式組入比率を高位に維持することを原則とするため、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

信用リスク

当初1年間

債券の発行者が債務不履行に陥った際、もしくは債務不履行が発生する可能性が高まった際には、目標とする償還価額および分配金を達成できないリスクがあります。

また、委託会社の判断により当該債券を償還日以前に売却した場合は、平成21年1月19日以前に繰上償還を

行うことがあります。その場合、償還価額は元本を下回る可能性があります。

インデックス運用開始以降

株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

銘柄集中リスク

当ファンドは、当初1年間、原則として単一のユーロ円債に集中投資し、原則として信託期間中銘柄入替えを行いません（ただし、一部解約および特別解約に対応するための売却を除きます）。このため、当ファンドの基準価額は当該債券の価格に大きく左右されます。

日経平均株価の改廃リスク

日経平均株価は日本経済新聞社により日々算出・発表されているものであり、今後この算出・発表が停止される可能性もあります。その場合、当ファンドが目標とする商品性とは全く異なる収益・損失になる可能性があります。

(2) その他の留意点

大量の解約または特別解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、日経平均株価の改廃、その他特殊な状況等ならびに信託財産の規模によっては、本書に記載している運用が行われないことおよび目標とする分配額・償還価額が達成されない場合があります。

資金動向、市場動向等によっては、前記の投資態度に従った運用ができない場合があります。

インデックス運用開始以降

- 当ファンドは日経平均株価に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス構成全銘柄を組入れないことがあること、一部解約の受付から組入株式の売却執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、当ファンドの基準価額と日経平均株価が乖離する場合があります。
- 当ファンドは基準価額が11,000円以上となった場合には、速やかに繰上償還の準備に入ります。ただし、組入株式の売却に要する費用および売却に至るまで株価変動の影響を受けることなどにより、償還価額は11,000円を下回る場合があります。当ファンドは、この場合、11,000円以上の価額で償還する仕組みを有しているものではありません。また、基準価額・償還価額が11,000円以上となることを保証・約束するものではありません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドの繰上償還

- 前記ケース1およびケース2（前述(1)ファンドの目的及び基本的性格 参照）の場合、当ファンドは当初定められた信託期間（平成25年1月17日）以前に繰上償還を行います。（繰上償還日：平成21年1月19日）
- また、インデックス運用開始以降、基準価額が11,000円以上となった場合、原則として繰上償還となります。
- 当ファンドは受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

ご解約について

当ファンドは、信託設定日から平成20年1月29日まで、および平成21年1月16日は、解約の申込みは不可能となっておりますが、平成20年2月から平成21年1月までの各月10日（休業日の場合は翌営業日）に限り、当該日を解約請求受付日として、1口単位をもって解約の請求をすることができます。また、平成20年1月30日から平成21年1月15日までは特別な事情が発生した場合には解約（特別解約）の申込みが可能となっております。これらの場合、解約または特別解約時の解約価額は、市況動向等によっては、元本を下回ることがあります。

その他

各取引所や市場において、何らかの理由により（取引規制、システム異常等）現物取引等が円滑に行えなくなった場合等、意図した運用ができない可能性があります。

各市場の大幅な変動や急激な変動により現物取引等が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取

引不成立となった場合等、意図した運用ができない可能性があります。

当ファンドの組入れ有価証券等の取引に係る取引コストやファンド運営に予想外の費用等が必要となった場合には、ファンドの目標とする分配額・償還額が達成できない可能性があります。

スタート株価、エンド株価算出期間において、臨時の祝祭日等あるいは突発的な市場の障害等により日経平均株価の算出・発表が停止となった場合には、組入れたユーロ円債の計算代理人（引受金融商品取引業者等）および委託会社が適切と判断する値を用いて決定することがあります。

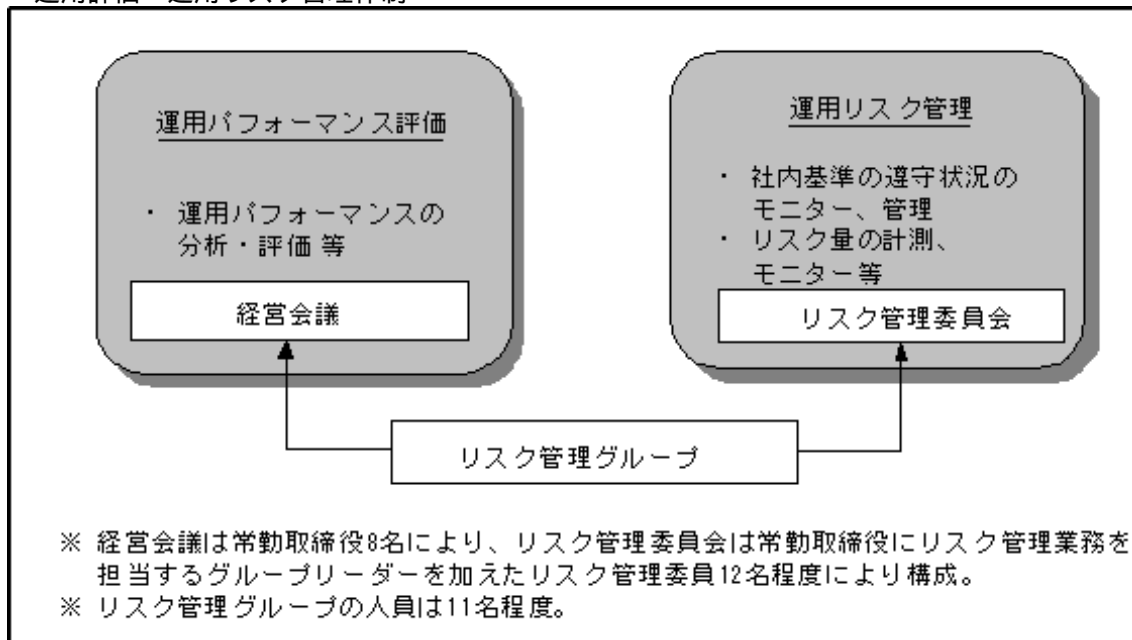
当ファンドの収益分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

注意事項

- イ. 当ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通じて購入しない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

(3) リスク管理体制

< 運用評価・運用リスク管理体制 >



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成24年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

受益権1口当たり1円に、1.575%（税抜 1.5%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社により上記手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、次に掲げる額とします。

信託契約締結日から平成21年1月19日まで

.....信託財産の元本総額に年10,000分の52.5（税抜 10,000分の50）の率を乗じて得た金額

平成21年1月20日から信託期間の終了日まで

.....信託財産の純資産総額に年10,000分の52.5（税抜 10,000分の50）の率を乗じて得た金額

信託報酬の配分は、上記 および の期間を通じ、委託会社が年率0.23625%（税抜 0.225%）、販売会社が年率0.23625%（税抜 0.225%）および受託会社が年率0.0525%（税抜 0.05%）です。

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）及び毎計算期末ならびに一部解約時または信託終了のとき、信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

イ.費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、毎計算期間の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記イ.の費用につきましては、運用状況や資産状況または計算方法の変更等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ロ.信託財産留保額

平成20年1月30日から平成21年1月15日までの解約時のみ、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.5%を乗じて得た額とします。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

平成24年12月31日までの間は、収益分配金については、配当所得として、原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

上記10%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、10.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。）および地方税3%）となります。

また、上記10.147%の税率は平成26年1月1日からは、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）時および償還時

平成24年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率での申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含み

ます。)を控除した利益、

上記10%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、10.147% (所得税7.147% (復興特別所得税を含みます。)および地方税3%)となります。

また、上記10.147%の税率は平成26年1月1日からは、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

平成24年12月31日までの間は、収益分配金ならびに換金(解約)時および償還時の元本超過額については、7% (所得税7%)の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

上記7%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、7.147% (所得税7.147% (復興特別所得税を含みます。))となります。

また、上記7.147%の税率は平成26年1月1日からは、15.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。))となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成24年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年1月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	1,758,107,360	77.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		524,965,144	22.99
合 計（純資産総額）		2,283,072,504	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産として、下記の通り株価指数先物取引を利用しています。

名称	取引所	種類	買建/売建	枚数	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
NK225 先物 （2012年3月限）	大阪	株価指数先物	買建	59	508,285,000	519,790,000	22.77

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成24年1月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ファーストリ テイリング	株式	日本	小売業	8,000	11,502.42	92,019,335	15,150.00	121,200,000	5.31
2	ファナック	株式	日本	電気機器	8,000	5,551.17	44,409,340	12,810.00	102,480,000	4.49
3	京セラ	株式	日本	電気機器	8,000	6,161.29	49,290,359	6,500.00	52,000,000	2.28
4	ソフトバンク	株式	日本	情報・通信 業	24,000	1,380.29	33,127,043	2,123.00	50,952,000	2.23
5	本田技研	株式	日本	輸送用機器	16,000	2,060.43	32,966,937	2,666.00	42,656,000	1.87
6	キャノン	株式	日本	電気機器	12,000	2,765.58	33,186,970	3,290.00	39,480,000	1.73
7	KDDI	株式	日本	情報・通信 業	80	538,112.99	43,049,039	483,000.00	38,640,000	1.69
8	東京エレクト ロン	株式	日本	電気機器	8,000	3,160.66	25,285,319	4,340.00	34,720,000	1.52
9	信越化学	株式	日本	化学	8,000	4,300.90	34,407,233	3,960.00	31,680,000	1.39
10	テルモ	株式	日本	精密機器	8,000	3,500.74	28,005,895	3,655.00	29,240,000	1.28
11	TDK	株式	日本	電気機器	8,000	3,470.73	27,765,855	3,635.00	29,080,000	1.27
12	セコム	株式	日本	サービス業	8,000	3,810.80	30,486,401	3,565.00	28,520,000	1.25
13	武田薬品	株式	日本	医薬品	8,000	4,280.90	34,247,216	3,310.00	26,480,000	1.16
14	エーザイ	株式	日本	医薬品	8,000	3,200.67	25,605,382	3,155.00	25,240,000	1.11
15	アステラス製 薬	株式	日本	医薬品	8,000	3,220.68	25,765,428	3,130.00	25,040,000	1.10
16	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	8,000	3,010.63	24,085,063	2,810.00	22,480,000	0.98
17	電通	株式	日本	サービス業	8,000	1,560.33	12,482,643	2,547.00	20,376,000	0.89

18	NTTデータ	株式	日本	情報・通信業	80	299,262.84	23,941,027	249,800.00	19,984,000	0.88
19	トレンドマイクロ	株式	日本	情報・通信業	8,000	2,450.52	19,604,129	2,422.00	19,376,000	0.85
20	デンソー	株式	日本	輸送用機器	8,000	1,665.35	13,322,826	2,265.00	18,120,000	0.79
21	ダイキン工業	株式	日本	機械	8,000	2,265.48	18,123,822	2,210.00	17,680,000	0.77
22	小松製作所	株式	日本	機械	8,000	1,056.22	8,449,779	2,149.00	17,192,000	0.75
23	セブン&アイ・HLDGS	株式	日本	小売業	8,000	2,500.53	20,004,215	2,146.00	17,168,000	0.75
24	日揮	株式	日本	建設業	8,000	1,319.28	10,554,236	2,099.00	16,792,000	0.74
25	コナミ	株式	日本	情報・通信業	8,000	1,847.39	14,779,126	2,010.00	16,080,000	0.70
26	花王	株式	日本	化学	8,000	2,475.52	19,804,187	2,006.00	16,048,000	0.70
27	日本たばこ産業	株式	日本	食料品	40	260,554.73	10,422,189	375,000.00	15,000,000	0.66
28	ニコン	株式	日本	精密機器	8,000	1,052.22	8,417,769	1,866.00	14,928,000	0.65
29	富士フイルムHLDGS	株式	日本	化学	8,000	2,085.44	16,683,526	1,807.00	14,456,000	0.63
30	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	16,000	1,264.27	20,228,279	875.00	14,000,000	0.61

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

		平成24年1月31日現在
種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	16.10
	小売業	7.52
	情報・通信業	6.63
	医薬品	5.29
	輸送用機器	5.20
	化学	5.01
	機械	3.99
	食料品	3.39
	精密機器	2.55
	卸売業	2.43
	建設業	2.35
	サービス業	2.21
	陸運業	2.00
	不動産業	1.64
	ガラス・土石製品	1.56
	非鉄金属	1.36
	銀行業	1.12
	保険業	0.82
	ゴム製品	0.77
	その他製品	0.75
繊維製品	0.61	
その他金融業	0.54	
金属製品	0.42	

パルプ・紙	0.41
鉄鋼	0.40
石油・石炭製品	0.34
証券、商品先物取引業	0.34
電気・ガス業	0.33
倉庫・運輸関連業	0.31
海運業	0.22
鉱業	0.18
水産・農林業	0.15
空運業	0.08
合計	77.01

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成24年1月31日現在

名称	取引所	種類	買建/売建	枚数	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
NK225 先物 (2012年3月限)	大阪	株価指数先物	買建	59	508,285,000	519,790,000	22.77

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成24年1月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成21年1月19日現在）	4,130	4,531	0.6796	0.7456
第2期末（平成22年1月18日現在）	5,042	5,042	0.9145	0.9145
第3期末（平成23年1月17日現在）	3,632	3,632	0.8945	0.8945
第4期末（平成24年1月17日現在）	2,212	2,212	0.7314	0.7314
平成23年1月末	3,478		0.8717	
2月末	3,497		0.9048	
3月末	3,180		0.8373	
4月末	3,163		0.8455	
5月末	3,054		0.8314	
6月末	2,994		0.8422	
7月末	2,808		0.8432	
8月末	2,533		0.7681	
9月末	2,425		0.7518	
10月末	2,451		0.7761	

11月末	2,259		0.7279	
12月末	2,233		0.7305	
平成24年1月末	2,283		0.7603	

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	0.0660
第2期	-
第3期	-
第4期	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	25.44
第2期	34.56
第3期	2.19
第4期	18.23

(注)収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	6,205,719,453	128,295,927
第2期	-	564,112,383
第3期	-	1,452,310,755
第4期	-	1,035,384,682

(注1)本邦外における設定及び解約はございません。

(注2)当ファンドは単位型であり、設定口数は当初募集期間中のもののみです。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

a . お申込みの方法

当ファンドのお申込みは、原則として申込期間中における販売会社の毎営業日に行われます。

申込期間は、平成19年12月12日から平成20年1月17日までです。

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、受益権について、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

b . お申込単位（当初元本1口 = 1円）

販売会社により以下のいずれかとなります。

10万円以上1円単位、10万口以上1万口単位

お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

- c. お申込価額（発行価格）
受益権1口当たり1円となります。
- d. お申込手数料
受益権1口当たり1円に、1.575%（税抜1.5%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社により上記手数料が優遇される場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 取得申込者は、申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとし、当初申込みに係る申込金額の総額は、販売会社によって、設定日（平成20年1月18日）に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- a. 委託会社は、平成20年1月18日から平成20年1月29日までの間および平成21年1月16日は、解約の受付は行っておりません。
受益者は、自己に帰属する受益権につき、第1計算期間末日（平成21年1月19日）以降において、委託会社に1口単位をもって解約を請求することができます。
ただし、受益者は、平成20年2月から平成21年1月までの各月10日（休業日の場合は翌営業日）に限り、当該日を解約請求受付日として、委託会社に1口単位をもって解約を請求することができます。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由による場合に限り、平成20年1月30日から平成21年1月15日までの間、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位をもって解約（特別解約）の実行を請求することができます。
 - 1. 受益者が死亡したとき
 - 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 - 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるときなお、販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。
- c. 解約のお申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までには解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- d. 受益者が前記a.およびb.の解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- e. 委託会社は、前記a.およびb.の解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- f. 前記e.の一部解約の価額は、下記の通りです。
 - ・平成20年1月30日から平成21年1月15日までの解約の場合
解約価額¹は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額²から、当該基準価額に0.5%を乗じて得た額を信託財産留保額³として控除した価額とします。
 - 1 「解約価額」= 基準価額 - 信託財産留保額
 - 2 基準価額とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。基準価額は当ファンドの設定日（平成20年1月18日）以降の営業

日において、委託会社により毎日計算、公表されます。（但し、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

3 信託財産留保額とは、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

- ・第1計算期間末日（平成21年1月19日）以降の解約の場合
解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

g . 解約代金の支払いは、下記の通りです。

- ・平成20年1月30日から平成21年1月15日までの解約の場合
解約代金は、原則として解約の請求受付日より起算して9営業日目から販売会社の営業所等において支払います。
- ・第1計算期間末日（平成21年1月19日）以降の一部解約の場合
解約代金は、原則として解約の請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

h . 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前記 a . および b . による解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして前記 f . の規定に準じて算出した価額とします。

i . 解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の営業日において、委託会社により毎日計算されます。

当ファンドの解約価額は、以下の照会先をご参照ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社への問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成20年1月18日から平成25年1月17日までですが、下記「(5)その他 イ . 償還規定」に定める場合には信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

a . 計算期間は毎年1月18日から翌年1月17日までとすることを原則とします。

b . 前記 a . の規定にかかわらず、前記 a . の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」

といえます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第5計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、信託契約締結日から第1計算期末までの期間において、次の両方もしくはいずれか一方の場合に該当するときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、平成21年1月19日に信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。ただし、主要投資対象とするユーロ円債に債務不履行等の事由が生じた場合には、次の両方もしくはいずれか一方の場合に該当する時でも、上記の日付で信託を終了できないことがあります。
 1. 観測期間中の日経平均株価の終値が、スタート株価よりも20%以上下落しなかった場合。
 2. エンド株価がスタート株価以上になった場合。
- d. 委託会社は、第2計算期間以降において、基準価額が11,000円以上になった場合は、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- e. 委託会社は、前記c.およびd.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、前記a.およびb.事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- g. 書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- h. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- i. 前期f.からh.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前期f.からh.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- j. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- k. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- l. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。また、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- m. 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記 f. に規定する書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記 a. の事項（変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記 b. から e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記 a. から f. の規定に従い信託約款を変更します。
- i. 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記 b. に規定する書面に付記します。
- j. 上記 b. に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ. 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求をしないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行われます。

(2)償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに、お支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

信託期間中の一部解約の申込みには制限を設けている期間があります。詳しくは、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成22年1月19日から平成23年1月17日まで）及び第4期計算期間（平成23年1月18日から平成24年1月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【D I A M条件付インカム確保型ファンド08 - 01】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 平成23年1月17日現在	第4期 平成24年1月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,010,689,825	520,150,327
株式	2,611,957,000	1,690,976,640
派生商品評価勘定	37,737,619	-
未収配当金	3,255,000	2,552,000
前払金	-	14,406,263
差入委託証拠金	26,097,619	18,228,737
流動資産合計	3,689,737,063	2,246,313,967
資産合計	3,689,737,063	2,246,313,967
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	8,916,263
前受金	37,737,619	-
未払解約金	10,727,225	18,353,992
未払受託者報酬	874,275	603,671
未払委託者報酬	7,868,167	5,432,678
その他未払費用	92,422	59,946
流動負債合計	57,299,708	33,366,550
負債合計	57,299,708	33,366,550
純資産の部		
元本等		
元本	4,061,000,388	3,025,615,706
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	* ₃ 428,563,033	* ₃ 812,668,289
元本等合計	3,632,437,355	2,212,947,417
純資産合計	3,632,437,355	2,212,947,417
負債純資産合計	3,689,737,063	2,246,313,967

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 3 期		第 4 期	
	自 平成22年 1 月19日	至 平成23年 1 月17日	自 平成23年 1 月18日	至 平成24年 1 月17日
営業収益				
受取配当金	46,281,162		47,097,220	
受取利息	872,804		289,115	
有価証券売買等損益	114,253,324		497,082,728	
派生商品取引等損益	55,620,317		99,845,008	
その他収益	20,634		20,087	
営業収益合計	122,699,041		549,521,314	
営業費用				
受託者報酬	2,047,056		1,472,474	
委託者報酬	18,423,369		13,252,150	
その他費用	204,522		139,710	
営業費用合計	20,674,947		14,864,334	
営業損失 ()	143,373,988		564,385,648	
経常損失 ()	143,373,988		564,385,648	
当期純損失 ()	143,373,988		564,385,648	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-		-	
期首剰余金又は期首欠損金 ()	471,274,796		428,563,033	
剰余金増加額又は欠損金減少額	186,085,751		180,280,392	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	186,085,751		180,280,392	
剰余金減少額又は欠損金増加額	-		-	
分配金	*1 -		*1 -	
期末剰余金又は期末欠損金 ()	428,563,033		812,668,289	

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 3 期 自平成22年1月19日 至平成23年1月17日	第 4 期 自平成23年1月18日 至平成24年1月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成22年1月19日から平成23年1月17日までとなっております。	

(追加情報)

第 3 期 自平成22年1月19日 至平成23年1月17日	第 4 期 自平成23年1月18日 至平成24年1月17日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。	

（貸借対照表に関する注記）

区分	第 3 期 平成23年1月17日現在	第 4 期 平成24年1月17日現在
*1 設定年月日	平成20年1月18日	平成20年1月18日
設定元本額	6,205,719,453円	6,205,719,453円
期首元本額	5,513,311,143円	4,061,000,388円
元本残存率	65.43%	48.75%
*2 計算期間末日における受益権の総数	4,061,000,388口	3,025,615,706口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は428,563,033円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は812,668,289円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第 3 期 自平成22年1月19日 至平成23年1月17日	第 4 期 自平成23年1月18日 至平成24年1月17日
*1 分配金の計算過程	計算期末における分配対象収益は23,294,853円となっておりますが、分配を行っておりません。	計算期末における分配対象収益は28,265,668円となっておりますが、分配を行っておりません。
元本超過額	428,563,033円	812,668,289円
経費控除後の配当等収益額 A	26,499,653円	32,542,088円
当ファンドの期末残存受益権口数 B	4,061,000,388口	3,025,615,706口
当ファンドの期中平均残存受益権口数 C	4,619,694,246口	3,483,372,553口
分配可能額 (A × B ÷ C) D	23,294,853円	28,265,668円
1万口当たり分配額	0円	0円
収益分配金額	0円	0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第 3 期 自平成22年1月19日 至平成23年1月17日	第 4 期 自平成23年1月18日 至平成24年1月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 3 期 平成23年1月17日現在	第 4 期 平成24年1月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)株式 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)派生商品評価勘定 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。</p>	<p>(1)株式 同左</p> <p>(2)派生商品評価勘定 同左</p>

	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第 3 期 平成23年1月17日現在	第 4 期 平成24年1月17日現在
種 類	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
株式	151,628,357	520,367,050
合計	151,628,357	520,367,050

(デリバティブ取引等に関する注記)

(株式関連)

第 3 期 平成23年1月17日現在					
区分	種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物	980,670,000	-	1,018,500,000	37,737,619
合 計		980,670,000	-	1,018,500,000	37,737,619

第 4 期 平成24年1月17日現在					
区分	種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		

市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物	525,515,000	-	516,670,000	8,916,263
合 計		525,515,000	-	516,670,000	8,916,263

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 3 期 平成23年1月17日現在	第 4 期 平成24年1月17日現在
1口当たり純資産額	0.8945円	0.7314円
(1万口当たり純資産額)	(8,945円)	(7,314円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

平成24年1月17日現在

銘柄	株数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日本水産	8,000	268	2,144,000	
マルハニチロホールディングス	8,000	138	1,104,000	
国際石油開発帝石	8	508,000	4,064,000	
コムシスホールディングス	8,000	825	6,600,000	
大成建設	8,000	218	1,744,000	
大 林 組	8,000	371	2,968,000	
清水建設	8,000	349	2,792,000	
鹿島建設	8,000	259	2,072,000	
大和ハウス	8,000	955	7,640,000	
積水ハウス	8,000	704	5,632,000	
日 揮	8,000	2,020	16,160,000	
日清製粉G本社	8,000	927	7,416,000	
明治ホールディングス	800	3,160	2,528,000	
日本ハム	8,000	923	7,384,000	
サッポロホールディングス	8,000	282	2,256,000	
アサヒグループホールディング	8,000	1,729	13,832,000	
麒麟HD	8,000	926	7,408,000	
宝ホールディングス	8,000	487	3,896,000	
双日	800	125	100,000	

キッコーマン	8,000	880	7,040,000
味の素	8,000	941	7,528,000
ニチレイ	8,000	374	2,992,000
日本たばこ産業	40	405,500	16,220,000
J. フロント リテイリング	8,000	360	2,880,000
三越伊勢丹HD	8,000	823	6,584,000
東洋紡績	8,000	102	816,000
ユニチカ	8,000	43	344,000
日清紡ホールディングス	8,000	714	5,712,000
日東紡績	8,000	253	2,024,000
セブン&アイ・HLDGS	8,000	2,134	17,072,000
帝人	8,000	224	1,792,000
東レ	8,000	542	4,336,000
クラレ	8,000	1,105	8,840,000
旭化成	8,000	473	3,784,000
SUMCO	800	534	427,200
王子製紙	8,000	382	3,056,000
三菱製紙	8,000	70	560,000
北越紀州製紙	8,000	502	4,016,000
日本製紙G本社	800	1,570	1,256,000
昭和電工	8,000	160	1,280,000
住友化学	8,000	280	2,240,000
日産化学	8,000	731	5,848,000
日本曹達	8,000	347	2,776,000
東ソー	8,000	209	1,672,000
電気化学	8,000	285	2,280,000
信越化学	8,000	3,710	29,680,000
協和発酵キリン	8,000	922	7,376,000
三井化学	8,000	229	1,832,000
三菱ケミカルHLDGS	4,000	418	1,672,000
宇部興産	8,000	214	1,712,000
日本化薬	8,000	713	5,704,000
電通	8,000	2,472	19,776,000
花王	8,000	2,092	16,736,000
武田薬品	8,000	3,170	25,360,000
アステラス製薬	8,000	3,065	24,520,000
大日本住友製薬	8,000	870	6,960,000
塩野義製薬	8,000	948	7,584,000
中外製薬	8,000	1,194	9,552,000
エーザイ	8,000	3,145	25,160,000
テルモ	8,000	3,510	28,080,000
第一三共	8,000	1,432	11,456,000
ヤフー	32	23,320	746,240
トレンドマイクロ	8,000	2,272	18,176,000
富士フイルムHLDGS	8,000	1,848	14,784,000
コニカミノルタHLDGS	8,000	533	4,264,000
資生堂	8,000	1,380	11,040,000
昭和シェル石油	8,000	513	4,104,000

J Xホールディングス	8,000	454	3,632,000
横浜ゴム	8,000	445	3,560,000
ブリヂストン	8,000	1,724	13,792,000
旭硝子	8,000	635	5,080,000
日本板硝子	8,000	137	1,096,000
日本電気硝子	12,000	745	8,940,000
住友大阪セメント	8,000	230	1,840,000
太平洋セメント	8,000	163	1,304,000
東海カーボン	8,000	397	3,176,000
T O T O	8,000	633	5,064,000
日本碍子	8,000	891	7,128,000
新日本製鐵	8,000	188	1,504,000
住友金属工業	8,000	137	1,096,000
神戸製鋼所	8,000	120	960,000
日新製鋼	8,000	116	928,000
J F Eホールディングス	800	1,336	1,068,800
大平洋金属	8,000	368	2,944,000
日本製鋼所	8,000	568	4,544,000
日本軽金属	8,000	99	792,000
三井金属	8,000	203	1,624,000
東邦亜鉛	8,000	282	2,256,000
三菱マテリアル	8,000	227	1,816,000
住友鉱山	8,000	1,030	8,240,000
D O W Aホールディングス	8,000	508	4,064,000
古河機金	8,000	68	544,000
古河電工	8,000	177	1,416,000
住友電工	8,000	828	6,624,000
フジクラ	8,000	219	1,752,000
東洋製罐	8,000	1,025	8,200,000
オークマ	8,000	489	3,912,000
アマダ	8,000	496	3,968,000
小松製作所	8,000	2,008	16,064,000
住友重機械	8,000	466	3,728,000
日立建機	8,000	1,379	11,032,000
クボタ	8,000	668	5,344,000
荏原製作所	8,000	286	2,288,000
千代田化工建	8,000	829	6,632,000
ダイキン工業	8,000	2,068	16,544,000
日本精工	8,000	493	3,944,000
N T N	8,000	299	2,392,000
ジェイテクト	8,000	753	6,024,000
ミネベア	8,000	319	2,552,000
日立	8,000	410	3,280,000
東芝	8,000	304	2,432,000
三菱電機	8,000	732	5,856,000
富士電機	8,000	207	1,656,000
安川電機	8,000	622	4,976,000
明電舎	8,000	262	2,096,000

ジーエス・ユアサ コーポ	8,000	412	3,296,000	
日本電気	8,000	162	1,296,000	
富士通	8,000	416	3,328,000	
沖電気	8,000	71	568,000	
パナソニック	8,000	611	4,888,000	
シャープ	8,000	637	5,096,000	
ソニー	8,000	1,293	10,344,000	
T D K	8,000	3,260	26,080,000	
ミツミ電機	8,000	573	4,584,000	
アルプス電気	8,000	524	4,192,000	
パイオニア	8,000	343	2,744,000	
横河電機	8,000	701	5,608,000	
アドバンテスト	16,000	694	11,104,000	
デンソー	8,000	2,129	17,032,000	
カシオ	8,000	438	3,504,000	
ファナック	8,000	11,970	95,760,000	
京セラ	8,000	6,070	48,560,000	
太陽誘電	8,000	655	5,240,000	
三井造船	8,000	128	1,024,000	
日立造船	8,000	105	840,000	
三菱重工業	8,000	339	2,712,000	
川崎重工業	8,000	208	1,664,000	
I H I	8,000	193	1,544,000	
日産自動車	8,000	702	5,616,000	
いすゞ自動車	8,000	380	3,040,000	
トヨタ自動車	8,000	2,596	20,768,000	
日野自動車	8,000	487	3,896,000	
三菱自動車工業	8,000	89	712,000	
マツダ	8,000	124	992,000	
本田技研	16,000	2,567	41,072,000	
スズキ	8,000	1,600	12,800,000	
富士重工業	8,000	495	3,960,000	
ニコン	8,000	1,696	13,568,000	
オリンパス	8,000	1,156	9,248,000	
大日本スクリーン	8,000	653	5,224,000	
キヤノン	12,000	3,305	39,660,000	
リコー	8,000	620	4,960,000	
シチズンホールディングス	8,000	465	3,720,000	
凸版印刷	8,000	568	4,544,000	
大日本印刷	8,000	769	6,152,000	
ヤマハ	8,000	680	5,440,000	
伊藤忠	8,000	768	6,144,000	
丸紅	8,000	482	3,856,000	
豊田通商	8,000	1,344	10,752,000	
三井物産	8,000	1,224	9,792,000	
東京エレクトロン	8,000	4,125	33,000,000	
住友商事	8,000	1,045	8,360,000	
三菱商事	8,000	1,602	12,816,000	

高島屋	8,000	561	4,488,000
丸井グループ	8,000	588	4,704,000
クレディセゾン	8,000	1,471	11,768,000
イオン	8,000	1,001	8,008,000
ユニー	8,000	685	5,480,000
新生銀行	8,000	78	624,000
あおぞら銀行	8,000	206	1,648,000
三菱UFJフィナンシャルG	8,000	329	2,632,000
りそなホールディングス	800	335	268,000
三井住友トラストHD	8,000	223	1,784,000
三井住友フィナンシャルG	800	2,221	1,776,800
千葉銀行	8,000	485	3,880,000
横浜銀行	8,000	360	2,880,000
ふくおかフィナンシャルG	8,000	318	2,544,000
静岡銀行	8,000	794	6,352,000
みずほフィナンシャルG	8,000	108	864,000
大和証券G本社	8,000	242	1,936,000
野村ホールディングス	8,000	250	2,000,000
松井証券	8,000	374	2,992,000
NK S Jホールディングス	2,000	1,457	2,914,000
MS & AD	2,400	1,416	3,398,400
SONY FH	1,600	1,164	1,862,400
第一生命	8	73,900	591,200
東京海上HD	4,000	1,697	6,788,000
T & Dホールディングス	1,600	720	1,152,000
三井不動産	8,000	1,160	9,280,000
三菱地所	8,000	1,173	9,384,000
平和不動産	8,000	157	1,256,000
東京建物	8,000	260	2,080,000
東急不動産	8,000	304	2,432,000
住友不動産	8,000	1,360	10,880,000
東武鉄道	8,000	396	3,168,000
東京急行	8,000	375	3,000,000
小田急電鉄	8,000	759	6,072,000
京王電鉄	8,000	555	4,440,000
京成電鉄	8,000	578	4,624,000
東日本旅客鉄道	800	4,845	3,876,000
西日本旅客鉄道	800	3,240	2,592,000
東海旅客鉄道	8	644,000	5,152,000
日本通運	8,000	294	2,352,000
ヤマトホールディングス	8,000	1,240	9,920,000
日本郵船	8,000	176	1,408,000
商船三井	8,000	252	2,016,000
川崎汽船	8,000	126	1,008,000
全日本空輸	8,000	215	1,720,000
三菱倉庫	8,000	831	6,648,000
スカパーJ S A T H D	8	39,750	318,000
日本電信電話	800	3,870	3,096,000

KDDI	80	487,500	39,000,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	8	137,600	1,100,800	
東京電力	800	205	164,000	
中部電力	800	1,460	1,168,000	
関西電力	800	1,223	978,400	
東京瓦斯	8,000	352	2,816,000	
大阪瓦斯	8,000	306	2,448,000	
東宝	800	1,313	1,050,400	
NTTデータ	80	243,400	19,472,000	
東京ドーム	8,000	200	1,600,000	
セコム	8,000	3,505	28,040,000	
コナミ	8,000	2,055	16,440,000	
ファーストリテイリング	8,000	14,750	118,000,000	
ソフトバンク	24,000	2,102	50,448,000	
合計	1,635,072		1,690,976,640	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年1月31日現在

項目	金額又は口数
資産総額	2,298,136,685円
負債総額	15,064,181円
純資産総額（ - ）	2,283,072,504円
発行済数量	3,002,817,277口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7603円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

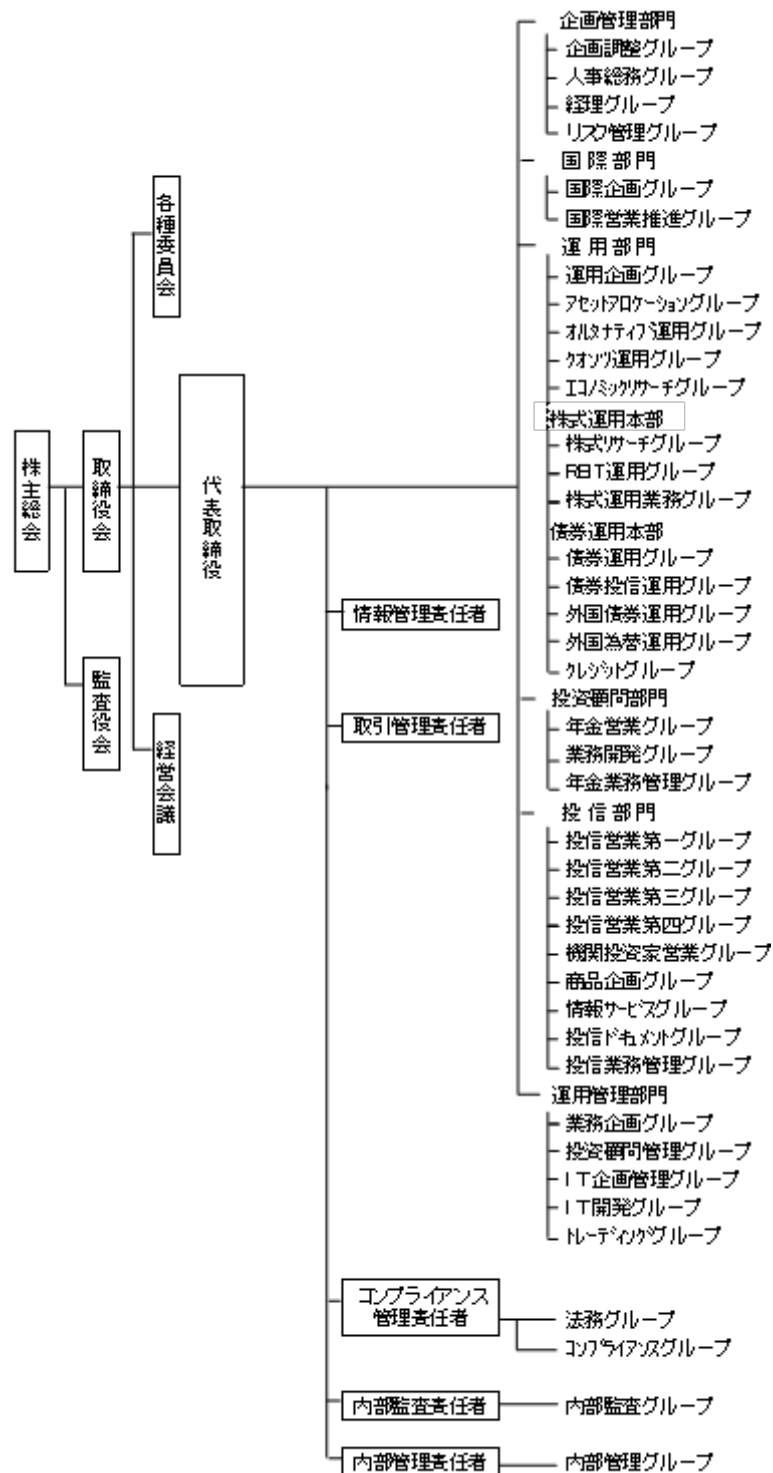
(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5カ年の資本金の変動
該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の組織図



上記組織は、平成24年4月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

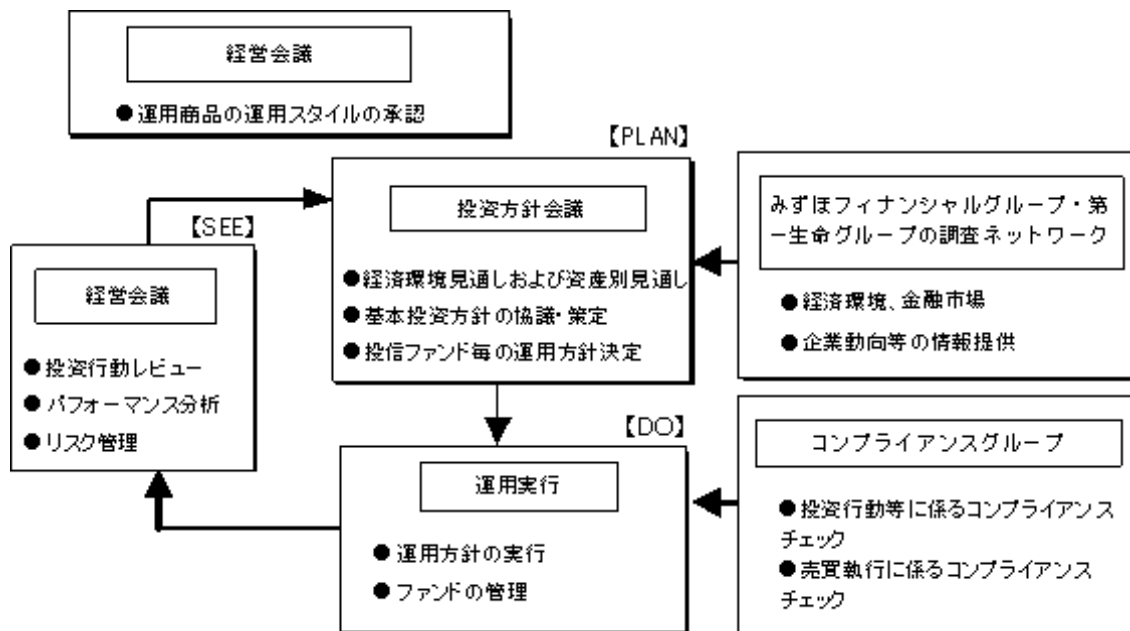
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成24年1月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年1月31日現在、委託会社の運用する投資信託は277本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	14	25,110,217,115
追加型株式投資信託	253	3,948,421,455,464
単位型公社債投資信託	9	71,107,233,679
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	390,669,044
合計	277	4,045,029,575,302

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	13,820,588	12,220,759
金銭の信託	399,833	5,967,344
前払費用	33,221	27,593
未収委託者報酬	3,169,323	2,942,180
未収運用受託報酬	1,000,785	1,061,935
未収投資助言報酬	2 271,577	2 267,240
未収収益	247,552	186,483
繰延税金資産	383,608	403,201
その他	21,009	102,404
流動資産計	19,347,501	23,179,143
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 237,642	1 183,704
器具備品	1 351,237	1 206,306
建設仮勘定	10,541	10,956
無形固定資産		
商標権	1 804	1 510
ソフトウェア	1 557,870	1 780,190
ソフトウェア仮勘定	397,829	478,971
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	1 531	1 451
投資その他の資産		
投資有価証券	1,194,081	604,498
関係会社株式	2,161,144	2,457,319
繰延税金資産	403,908	402,191
長期差入保証金	1,187,070	702,696
その他	328,612	85,690
貸倒引当金	26,925	-
固定資産計	6,811,497	5,920,638
資産合計	26,158,999	29,099,782

（単位：千円）

	第25期 （平成22年3月31日現在）	第26期 （平成23年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	119,466	120,910
未払金	1,526,031	1,479,756
未払収益分配金	7,837	3,223
未払償還金	96,340	98,362
未払手数料	1,206,815	1,134,992
その他未払金	215,038	243,178
未払費用	2 1,522,325	2 1,226,658
未払法人税等	1,283,275	1,706,391
未払消費税等	113,923	143,728
賞与引当金	572,614	575,326
その他	38,231	10,000
流動負債計	5,175,867	5,262,771
固定負債		
退職給付引当金	488,790	579,063
役員退職慰労引当金	96,342	100,260
固定負債計	585,133	679,324
負債合計	5,761,000	5,942,095
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	15,737,995	18,512,674
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	11,650,000	13,430,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	3,464,702	4,459,380
株主資本計	20,166,473	22,941,152
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	231,525	216,534
評価・換算差額等計	231,525	216,534
純資産合計	20,397,999	23,157,686
負債・純資産合計	26,158,999	29,099,782

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		26,734,588		24,367,005
運用受託報酬		4,297,349		4,458,894
投資助言報酬		1,027,153		1,019,727
その他営業収益		723,055		789,867
営業収益計		32,782,146		30,635,495
営業費用				
支払手数料		13,000,141		10,405,593
広告宣伝費		218,782		272,928
公告費		1,767		2,297
調査費		5,056,427		4,755,890
調査費		2,555,070		2,611,173
委託調査費		2,501,356		2,144,716
委託計算費		351,370		338,206
営業雑経費		679,608		671,721
通信費		32,088		30,286
印刷費		613,198		585,041
協会費		21,225		23,561
諸会費		41		38
支払販売手数料		13,054		32,794
営業費用計		19,308,097		16,446,637
一般管理費				
給料		4,678,614		4,576,265
役員報酬	1	244,725	1	235,289
給料・手当		3,840,052		3,768,114
賞与		593,836		572,860
交際費		45,342		38,997
寄付金		3,450		13,335
旅費交通費		269,516		255,190
租税公課		85,030		89,571
不動産賃借料		791,980		718,929
退職給付費用		132,513		139,773
固定資産減価償却費		397,252		486,987
福利厚生費		22,233		20,476
修繕費		5,615		20,842
賞与引当金繰入		572,614		575,326
役員退職慰労引当金繰入		45,086		42,036
役員退職金		18,129		13,140
機器リース料		2,191		1,951
事務委託費		285,449		331,935
消耗品費		78,753		70,952
器具備品費		2,046		575
諸経費		88,728		124,218
一般管理費計		7,524,549		7,520,506
営業利益		5,949,500		6,668,351

（単位：千円）

	第25期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）		第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	5,287		4	341,775
受取利息	18,745			9,168
時効成立分配金	157			2,574
投資信託解約益	559,971			157,213
先物利益	-			9,816
金銭の信託運用益	-			69,014
雑収入	3,431			8,602
営業外収益計		587,592		598,165
営業外費用				
為替差損	17,771			755
時効成立後支払分配金	444			-
先物損失	719,577			-
金銭の信託運用損	1,116			-
雑損失	-			6,089
営業外費用計		738,911		6,844
経常利益		5,798,181		7,259,672
特別利益				
貸倒引当金戻入益	-			4,288
過年度損益修正益	-		3, 4	105,241
特別利益計		-		109,530
特別損失				
固定資産除却損	2	21,626	2	31,419
固定資産売却損		2,464		1,440
関係会社株式評価損		-		3,825
特別損失計		24,090		36,684
税引前当期純利益		5,774,091		7,332,518
法人税、住民税及び事業税		2,508,095		2,885,426
法人税等調整額		135,267		7,586
法人税等合計		2,372,828		2,877,839
当期純利益		3,401,263		4,454,678

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,428,478	2,428,478
当期変動額	-	-
当期末残高	2,428,478	2,428,478
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	123,293	123,293
当期変動額	-	-
当期末残高	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	10,040,000	11,650,000
当期変動額	1,610,000	1,780,000
当期末残高	11,650,000	13,430,000
研究開発積立金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額	-	-
当期末残高	300,000	300,000
運用責任準備積立金		
前期末残高	200,000	200,000
当期変動額	-	-
当期末残高	200,000	200,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,299,438	3,464,702
当期変動額		
剰余金の配当	1,626,000	1,680,000
別途積立金の積立	1,610,000	1,780,000
当期純利益	3,401,263	4,454,678
当期末残高	3,464,702	4,459,380
利益剰余金合計		
前期末残高	13,962,732	15,737,995
当期変動額	1,775,263	2,774,678
当期末残高	15,737,995	18,512,674
株主資本合計		
前期末残高	18,391,210	20,166,473
当期変動額	1,775,263	2,774,678
当期末残高	20,166,473	22,941,152
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,547	231,525
当期変動額(純額)	233,073	14,991
当期末残高	231,525	216,534
純資産合計		
前期末残高	18,389,662	20,397,999
当期変動額	2,008,336	2,759,687
当期末残高	20,397,999	23,157,686

[次へ](#)

重要な会計方針

<p style="text-align: center;">第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>（1）子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>（2）その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>（1）有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>（2）無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> <p>（3）リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 引当金の計上基準</p> <p>（1）貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>（2）賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>（1）子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>（2）その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>（1）有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>（2）無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>（3）リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） 同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>6. 引当金の計上基準</p> <p>（1）同左</p> <p>（2）同左</p>

<p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準委員会平成20年7月31日 企業会計基準第19号)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>7. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <hr/> <p>(4) 同左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同左</p> <p>8. 消費税等の処理方法 同左</p>
--	--

追加情報

第25期（平成22年3月31日現在）	第26期（平成23年3月31日現在）
<p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。</p>	<hr/>

注記事項

(貸借対照表関係)

第25期（平成22年3月31日現在）			第26期（平成23年3月31日現在）		
1. 固定資産の減価償却累計額			1. 固定資産の減価償却累計額		
建物	471,484千円		建物	484,832千円	
器具備品	356,326千円		器具備品	499,620千円	
商標権	6,882千円		商標権	2,428千円	
ソフトウェア	684,370千円		ソフトウェア	809,403千円	
電話施設利用権	1,065千円		電話施設利用権	1,145千円	
2. 関係会社項目			2. 関係会社項目		
関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。			関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。		
流動資産	未収投資助言報酬	270,492千円	流動資産	未収投資助言報酬	266,194千円
流動負債	未払費用	400,075千円	流動負債	未払費用	291,628千円

(損益計算書関係)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 役員報酬の限度額	1. 役員報酬の限度額
取締役 年額250,000千円	同左
監査役 年額 50,000千円	
2. 固定資産除却損の内訳	2. 固定資産除却損の内訳
建物 1,199千円	建物 15,317千円
器具備品 15,159千円	器具備品 3,597千円
ソフトウェア 5,267千円	ソフトウェア 12,503千円
	3. 過年度損益修正益の内訳
	特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。
	4. 関係会社項目
	各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。
	受取配当金 331,240千円
	過年度損益修正益 105,241千円

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通 株式	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年6月28日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(リース取引関係)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)				第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具備品	その他	合計		器具備品	その他	合計
取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円	取得価額相当額	46,681千円	-	46,681千円
減価償却累計額				減価償却累計額			
相当額	75,063千円	-	75,063千円	相当額	46,138千円	-	46,138千円
期末残高相当額	15,538千円	-	15,538千円	期末残高相当額	543千円	-	543千円
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
	1年以内	1年超	合計		1年以内	1年超	合計
未経過リース料				未経過リース料			
期末残高相当額	15,764千円	586千円	16,350千円	期末残高相当額	586千円	-	586千円
当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払 利息相当額				当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払 利息相当額			
支払リース料		24,096千円		支払リース料		15,998千円	
減価償却費相当額		22,727千円		減価償却費相当額		14,995千円	
支払利息相当額		845千円		支払利息相当額		234千円	
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。				減価償却費相当額の算定方法 同左			
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。				利息相当額の算定方法 同左			
2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料期末残高相当額				2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料期末残高相当額			
	1年以内	1年超	合計		1年以内	1年超	合計
	1,609千円	1,475千円	3,084千円		1,475千円	-	1,475千円

（金融商品関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券及び金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託であり、為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金であります。

デリバティブ取引は、投資有価証券及び金銭の信託に係る為替及び市場価格の変動リスクの低減を目的とした為替予約取引及び株価指数先物取引等であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	13,820,588	13,820,588	-
(2) 金銭の信託	399,833	399,833	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,111,335	1,111,335	-
(4) 長期差入保証金	61,485	61,485	-
資産計	15,393,243	15,393,243	-
(1) 未払法人税等	1,283,275	1,283,275	-
負債計	1,283,275	1,283,275	-
デリバティブ取引(*)	(38,094)	(38,094)	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金として表示しているもののうち、短期間で回収されることが見込まれるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額82,746千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額2,161,144千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等（貸借対照表計上額1,125,584千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)長期差入保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,819,459	-	-	-
(2) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-
(3) 長期差入保証金(*)	61,485	-	-	-
合計	13,880,945	-	-	-

(*) 長期差入保証金のうち、継続的に契約予定である本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等1,125,584千円は含めておりません。

(注4) 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,220,759	12,220,759	-
(2) 金銭の信託	5,967,344	5,967,344	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	524,252	524,252	-
資産計	18,712,356	18,712,356	-
(1) 未払法人税等	1,706,391	1,706,391	-
負債計	1,706,391	1,706,391	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金（貸借対照表計上額702,696千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,220,413	-	-	-
合計	12,220,413	-	-	-

(注4) 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

(有価証券関係)

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額2,161,144千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	368,968	146,101	222,866
債券	-	-	-
その他（投資信託）	716,414	544,802	171,611
小計	1,085,382	690,904	394,477
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	25,953	30,000	4,047
小計	25,953	30,000	4,047
合計	1,111,335	720,904	390,430

（注）非上場株式（貸借対照表計上額82,746千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,070,000	563,988	4,017

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	513,129	146,101	367,027
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,400	3,000	400
小計	516,529	149,101	367,427
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,723	10,000	2,277
小計	7,723	10,000	2,277
合計	524,252	159,101	365,150

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
719,016	162,043	4,830

（金銭の信託関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	399,833	838

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	5,967,344	119,701

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	22,960	-	743	743
	香港ドル	27,416	-	264	264
	豪ドル	101,481	-	1,076	1,076
	シンガポールドル	14,547	-	154	154
	合計	166,405	-	2,238	2,238

（注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（2）株式関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場 取引	株価指数先物取引 売建	561,971	-	29,413	29,413
	合計	561,971	-	29,413	29,413

（注2）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 不動産投資信託関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	REIT指数先物取引 売建	104,418	-	6,442	6,442
合計		104,418	-	6,442	6,442

(注3) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

第26期（平成23年3月31日現在）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第25期 (平成22年3月31日現在)	(千円)
(1) 退職給付債務	530,305	
(2) 未認識数理計算上の差異	41,515	
退職給付引当金	488,790	

3. 退職給付費用に関する事項

	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	(千円)
(1) 勤務費用	82,653	
(2) 利息費用	6,471	
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	5,402	
(4) 確定拠出年金 拠出額	37,987	
退職給付費用	132,513	

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第25期 (平成22年3月31日)
(1) 割引率(%)	1.5
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数(年)	5

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第26期 (平成23年3月31日現在) (千円)	
(1) 退職給付債務	636,624	
(2) 未認識数理計算上の差異	57,560	
	<hr/>	
退職給付引当金	579,063	

3. 退職給付費用に関する事項

	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) (千円)	
(1) 勤務費用	85,216	
(2) 利息費用	7,954	
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	9,383	
(4) 確定拠出年金 拠出額	37,218	
	<hr/>	
退職給付費用	139,773	

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第26期 (平成23年3月31日)
(1) 割引率(%)	1.5
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数(年)	5

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第25期	第26期
	(平成22年3月31日現在)	(平成23年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	108,541	128,299
未払事業所税	6,290	6,141
賞与引当金	233,054	234,157
未払法定福利費	26,912	28,823
未払確定拠出年金掛金	2,712	2,739
減価償却超過額	17,598	36,256
減価償却超過額（一括償却資産）	6,098	3,039
繰延資産償却超過額（税法上）	89,657	139,027
退職給付引当金	198,937	235,678
役員退職慰労引当金	39,211	40,806
ゴルフ会員権評価損	5,577	5,577
投資有価証券評価損	66,421	763
関係会社株式評価損	-	1,556
貸倒引当金繰入額	14,840	-
繰延税金資産合計	815,851	862,867
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	28,334	57,474
繰延税金負債合計	28,334	57,474
差引繰延税金資産の純額	787,517	805,393

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第25期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第26期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	24,367,005	5,478,622	789,867	30,635,495

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者との取引)

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その 他の 関係 会社	第一生命 保険相互 会社	東京都 千代田 区	4,200億円 (基金償却 積立金)	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 3名, 転籍 2名	資産の運 用及び助 言、当社 設定投信 の販売	資産運用の 助言の顧問 料の受入	711,279	未収投 資助言 報酬	190,025
								販売手数料 の支払	13,054		
								保険料の支 払	6,572		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 平成22年4月1日付にて、第一生命保険相互会社は、相互会社から株式会社へ組織変更しております。新会社の商号は、第一生命保険株式会社であります。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	785,924	未払 費用	296,169
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	244,629	未払 費用	98,673

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	1,434,905	未払手 数料	122,995
								預金の預入 (純額)	90,148	現金・ 預金	412,513
								受取利息	199	未収 収益	-
	株式会社 みずほコ ーポレー ト銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	613,204	未払手 数料	104,436
								預金の預入 (純額)	1,133,958	現金・ 預金	12,572,634
								受取利息	16,966	未収 収益	1,071
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預り 資産の運 用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	247,604	未払 費用	113,245
								業務委託料 の支払	48,770	未払 費用	36,277
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託 財産の運 用	信託元本の 追加 (純額)	401,000	金銭の 信託	399,833
信託報酬の 支払								130			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	2,102億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 3名, 転籍 2名	資産運 用の助 言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	710,392	未収投資 助言報酬	190,149

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	646,432	未払 費用	172,736
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	224,694	未払 費用	88,837
	DIAM SINGAPORE PTE. LTD.	Central Singapore	700,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接100%	-	なし	増資の引 受	300,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	1,538,792	未払手 数料	108,444
								預金の預入 (純額)	112,401	現金・ 預金	524,914
								受取利息	156	未収 収益	-
	株式会社 みずほコ ーポレー ト銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	536,163	未払手 数料	89,649
								預金の引出 (純額)	1,524,876	現金・ 預金	11,047,758
								受取利息	7,802	未収 収益	-
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預り 資産の運 用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	198,967	未払 費用	94,085
								業務委託料 の支払	17,740	未払 費用	21,598
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託 財産の運 用	信託元本の 追加 (純額)	5,500,000	金銭の 信託	5,967,344
信託報酬の 支払								3,163			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

（1株当たり情報）

第25期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
1株当たり純資産額 849,916円62銭 1株当たり当期純利益金額 141,719円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 964,903円60銭 1株当たり当期純利益金額 185,611円60銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第25期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
当期純利益	3,401,263千円	4,454,678千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	3,401,263千円	4,454,678千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（重要な後発事象）

第25期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
_____	_____

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		11,268,020
金銭の信託		5,629,150
前払費用		59,568
未収委託者報酬		2,810,956
未収運用受託報酬		1,659,443
未収投資助言報酬		313,603
未収収益		243,409
繰延税金資産		375,975
その他		20,513
	流動資産計	22,380,642
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	168,959
器具備品	1	173,255
建設仮勘定		39,682
無形固定資産		
商標権	1	430
ソフトウェア	1	1,082,772
ソフトウェア仮勘定		189,016
電話加入権		7,148
電話施設利用権	1	411
投資その他の資産		4,173,376
投資有価証券		388,843
関係会社株式		2,457,319
繰延税金資産		542,108
長期差入保証金		702,696
その他		82,408
	固定資産計	5,835,053
資産合計		28,215,695

	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	45,556
未払金	1,335,271
未払収益分配金	3,223
未払償還金	95,222
未払手数料	1,089,997
その他未払金	146,827
未払費用	1,253,226
未払法人税等	1,383,356
未払消費税等	121,733
前受収益	4,659
賞与引当金	566,648
流動負債計	4,710,452
固定負債	
退職給付引当金	616,545
役員退職慰労引当金	118,905
固定負債計	735,451
負債合計	5,445,903
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	2,428,478
資本準備金	2,428,478
利益剰余金	18,252,663
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	
別途積立金	15,630,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	1,999,370
株主資本計	22,681,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	88,650
評価・換算差額等計	88,650
純資産合計	22,769,792
負債・純資産合計	28,215,695

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	12,186,600	
運用受託報酬	2,427,618	
投資助言報酬	487,590	
その他営業収益	367,965	
営業収益計		15,469,773
営業費用		
支払手数料	5,317,217	
広告宣伝費	77,160	
調査費	2,399,769	
調査費	1,478,893	
委託調査費	920,876	
委託計算費	170,060	
営業雑経費	274,550	
通信費	13,894	
印刷費	212,477	
協会費	12,507	
諸会費	19	
支払販売手数料	35,652	
営業費用計		8,238,758
一般管理費		
給料	2,023,999	
役員報酬	123,681	
給料・手当	1,900,318	
交際費	15,479	
寄付金	3,156	
旅費交通費	98,767	
租税公課	46,092	
不動産賃借料	322,850	
退職給付費用	73,794	
固定資産減価償却費	1 228,152	
福利厚生費	15,312	
修繕費	3,575	
賞与引当金繰入	566,648	
役員退職慰労引当金繰入	26,763	
役員退職金	528	
機器リース料	828	
事務委託費	174,574	
消耗品費	28,721	
器具備品費	671	
諸経費	52,322	
一般管理費計		3,682,240
営業利益		3,548,774

（単位：千円）

	第27期中間会計期間 （自平成23年4月1日至平成23年9月30日）	
営業外収益		
受取配当金	57,123	
受取利息	2,091	
雑収入	3,855	
営業外収益計		63,070
営業外費用		
為替差損	1,209	
時効成立後支払分配金	36	
金銭の信託運用損	337,781	
雑損失	997	
営業外費用計		340,025
経常利益		3,271,819
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	1,959	
特別利益計		1,959
特別損失		
固定資産除却損	5,729	
固定資産売却損	381	
特別損失計		6,111
税引前中間純利益		3,267,666
法人税、住民税及び事業税		1,344,597
法人税等調整額		24,919
法人税等合計		1,319,677
中間純利益		1,947,989

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
株主資本		
	資本金	
	当期首残高	2,000,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,000,000
	資本剰余金	
	資本準備金	
	当期首残高	2,428,478
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,428,478
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	123,293
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	123,293
	その他利益剰余金	
	別途積立金	
	当期首残高	13,430,000
	当中間期変動額	2,200,000
	当中間期末残高	15,630,000
	研究開発積立金	
	当期首残高	300,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	300,000
	運用責任準備積立金	
	当期首残高	200,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	200,000
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	4,459,380
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	2,208,000
	別途積立金の積立	2,200,000
	中間純利益	1,947,989
	当中間期末残高	1,999,370
	利益剰余金合計	
	当期首残高	18,512,674
	当中間期変動額	260,010
	当中間期末残高	18,252,663
	株主資本合計	
	当期首残高	22,941,152
	当中間期変動額	260,010
	当中間期末残高	22,681,141
評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	216,534
	当中間期変動額(純額)	127,883
	当中間期末残高	88,650
純資産合計		

当期首残高	23,157,686
当中間期変動額	387,894
当中間期末残高	22,769,792

[前へ](#) [次へ](#)

重要な会計方針

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く）：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 … 6～18年 器具備品 … 2～20年 (2)無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次会計期間から費用処理 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
6. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
1. 固定資産の減価償却累計額	建物 ... 499,974千円 器具備品 ... 531,842千円 商標権 ... 2,508千円 ソフトウェア ... 798,730千円 電話施設利用権 ... 1,185千円

（中間損益計算書関係）

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 減価償却実施額	有形固定資産 ... 64,964千円 無形固定資産 ... 163,188千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(リース取引関係)

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

リース資産の内容

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

該当事項はありません。

未経過リース料中間期末残高相当額

該当事項はありません。

当中間会計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 588千円

減価償却費相当額 543千円

支払利息相当額 1千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内	1年超	合計
670千円	-	670千円

（金融商品関係）

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,268,020	11,268,020	-
(2) 金銭の信託	5,629,150	5,629,150	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	308,597	308,597	-
資産計	17,205,769	17,205,769	-
(1) 未払法人税等	1,383,356	1,383,356	-
負債計	1,383,356	1,383,356	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

（1）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額80,246千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（中間貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等（中間貸借対照表計上額702,696千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（有価証券関係）

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
2. 子会社株式及び関連会社株式
関係会社株式(中間貸借対照表計上額2,457,319千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。
3. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	298,359	146,101	152,257
債券	-	-	-
その他(投資信託)	3,118	3,000	118
小計	301,478	149,101	152,376
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	7,119	10,000	2,881
小計	7,119	10,000	2,881
合計	308,597	159,101	149,495

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額80,246千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(金銭の信託関係)

第27期中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

1. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	12,186,600	2,915,208	367,965	15,469,773

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）	
該当事項はありません。	

（1株当たり情報）

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	948,741円 34銭
1株当たり中間純利益金額	81,166円 22銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
中間純利益	1,947,989千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,947,989千円
期中平均株式数	24,000株

（重要な後発事象）

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等
平成21年6月29日付で、定款について次の変更をいたしました。
・株券不発行に伴う対応および役付取締役（取締役会長職）追加に伴う変更
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社
 - a. 名称
三井住友信託銀行株式会社
 - b. 資本金の額
平成24年4月1日現在 342,037百万円
 - c. 事業の内容
日本において銀行業務および信託銀行業務を営んでいます。

- (2) 「販売会社」

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成23年3月31日現在)

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社常陽銀行	85,113	日本において銀行業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分

- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集の取扱い
- (2)信託契約の一部解約事務
- (3)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (4)受益者に対する投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付
- (5)その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成23年4月15日
半期報告書	平成23年10月17日

独立監査人の監査報告書

平成24年2月29日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M条件付インカム確保型ファンド08-01の平成23年1月18日から平成24年1月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M条件付インカム確保型ファンド08-01の平成24年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏弘	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年3月2日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M条件付インカム確保型ファンド08 - 01の平成22年1月19日から平成23年1月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M条件付インカム確保型ファンド08 - 01の平成23年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏弘	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。